

第 3 次地域管理経営計画書

第 3 次国有林野施業実施計画書

(吉 野 森 林 計 画 区)

(第三次変更計画)

計画期間 { 自 平成 2 1 年 4 月 1 日
至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日 }

(変更年月 平成 2 4 年 3 月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画〕

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	
イ 取扱いの基本的な考え方	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	3

〔国有林野施業実施計画〕

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	7
(6) 伐採総量	7

第3次地域管理経営計画（吉野森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

国有林の地域別の森林計画との調和を図るため記載内容を変更します。

【変更する内容】

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところです。

また、平成17年2月に発効した京都議定書の削減目標達成のための「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」や平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」の目標達成に必要な森林の整備等が重要な課題となっています。

本計画は「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにしたものであり、平成21年4月1日から平成26年3月31日までを計画期間とする計画です。

今後、この計画に基づいて国民各層の理解と協力を得ながら、吉野森林計画区における国有林野の管理経営を行います。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

イ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行うこととし、森林の取扱いについては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮します。

具体的には、伐採林齢の長期化、林齢や樹種の異なる複層状態の森林の整備、小面積・モ

ザイグ的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保とともに、併せて、自然再生、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進します。

このため、国有林野を

- ・土砂流出・崩壊の防備、水源の涵養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林は「水土保持林」
- ・原始的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林は「森林と人との共生林」
- ・環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林は「資源の循環利用林」

の3つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じた管理経営を行います。

機能類型別の面積等については以下のとおりであり、本計画区における森林の立地特性を反映し、「水土保持林」及び「森林と人との共生林」が93%を占めています。

機能類型別の森林の面積

(単位：面積 ha、比率 %)

区 分	水 土 保 全 林	森 林 と 人 と の 共 生 林	資 源 の 循 環 利 用 林	合 計
面 積	1,451	473	148	2,072
比 率	70	23	7	100

また、平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」を踏まえ、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成など森林・林業再生プランの実現に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興、海岸部の保安林の再生、住宅・公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくり等を推進します。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、木材を供給します。

ア 「水土保全林」に関する事項

「水土保全林」においては、山地災害防止機能、水源涵養機能等の水土保全に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努めます。

「水土保全林」は国土保全タイプと水源涵養タイプに分けて取り扱います。

(ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林や気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、

①根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の層を有する多様な樹種で構成される森林

②気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林

③必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林

に誘導することを目標として、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、針広混交林への誘導を目的とした間伐等を行い、災害に強い林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業方法は、別紙「管理経営の指針」によります。

(イ) 水源涵養タイプ

水源涵養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水緩和、水質保全等水源涵養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有し、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林を目標として、皆伐に際して伐採面積や伐区の採り方、皆伐できる下限の林齢に制限を加えた「施業群」を設け、森林現況等を踏まえ区分を行い、適切な管理運営に努めます。

なお、具体的な施業方法は、別紙「管理経営の指針」によります。

「水土保全林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源涵養タイプ	計
面 積	531	920	1,451

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

「森林と人との共生林」においては、希少な野生動物の生息するために設定した保護林等の適切な保全管理に努めます。

また、「世界文化遺産貢献の森林」をはじめ、ハイキング、景観の保全等保健文化機能を増進させる必要のある森林については、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成に努めるとともに、地元自治体等との連携・協力や民間の活力を活かした施設の整備、森林を利用した諸活動のフィールドとしての提供を図るなど適正な利用を推進します。

「森林と人との共生林」は、自然維持タイプと森林空間利用タイプに分けて取り扱います。

(ア) 自然維持タイプ

学術的に貴重な、希少な野生動物が生息する国有林野を、引き続き保護林として設定する。原則として自然の推移に委ねた管理を行います。

また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないために、適切な利用が行われるよう関係者等と連携しながら指導等を行います。

なお、具体的な取扱いについては、別紙「管理経営の指針」によります。

(イ) 森林空間利用タイプ

景観の維持が重要な森林や都市近郊林等国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、

①多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自然美を有する森林

②必要に応じて、保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林

に誘導することを目標とし、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じた管理経営に努めます。

区域内のスギ・ヒノキ等の人工林については、間伐等を繰り返し針広混交林へ誘導し、景観の向上を図ります。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」によります。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	自 然 維 持 タ イ プ		森 林 空 間 利 用 タ イ プ		計
		うち保護林		うちレクリエーションの森	
面 積	461	123	12	—	473

本計画においては、昨年策定した第3次大和木津川地域管理経営計画で行った、「高取山風景林」の区域の見直しを受けて、吉野計画区分の風景林を廃止しました。

ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」においては、木材の需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、間伐等を推進することにより木材資源の充実を図ります。具体的には、

①林木の成長が旺盛で、その形質の良好な森林

②必要に応じて林業生産基盤が整備されている森林

に誘導することを目標として、渇水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努めます。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」によります。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面 積	148	—	148

なお、機能類型と国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林の関係については、次表のとおりです。

機 能 類 型		公 益 的 機 能 別 施 業 森 林
水 土 保全林	国 土 保 全 タ イ プ	土砂流出崩壊防備 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	気象害防備	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	生活環境保全	・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	水源涵養タイプ	・ 水源涵養機能維持増進森林
森林と 人との 共生林	自然維持タイプ	・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	森林空間利用タイプ	・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
資源の循環利用林		・ 水源涵養機能維持増進森林

第3次国有林野施業実施計画（吉野森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

伐採計画について、市町村別内訳を追加します。

【変更する内容】

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(6) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)のイの(7)）

なお、本表は、伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分		林 地					林地 以外	合 計	
		主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計			
水 土 保 全 林	国土保全タイプ		—	(41.00) 3,495	3,495	100	16,125	—	16,125
	水 源 涵 養 タ イ プ	長 伐 期	—	12,163	12,163				
		そ の 他	—	72	72				
		小 計	—	(137.78) 12,235	12,235				
	計		—	(178.78) 15,730	15,730				
森 林 と 人 共 と の 林	自然維持タイプ		—	(5.27) 295	295	150	3,105	—	3,105
	森林空間利用 タイプ		—	—	—				
	計		—	(5.27) 295	295				
資 源 の 利 用 循 環 林	スギ・ヒノキ 人工林中径材		—	2,955	2,955	150	3,105	—	3,105
	計		—	(25.99) 2,955	2,955				
合 計		—	(210.04) 18,980	18,980	250	19,230	—	19,230	
年 平 均		—	(46.71) 4,271	4,271	50	4,321	—	4,321	

注：1 ()は、間伐面積

2 年平均は、変更伐採量を残期間で除したものを加えて算出

3 臨時伐採量については、表中以外の施業群、生産群等の数量も含む

(再掲) 市町村別内訳

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
五 條 市	—	$\frac{(178.78)}{15,730}$	15,730				
大 淀 町	—	$\frac{(25.99)}{2,955}$	2,955				
川 上 村	—	$\frac{(5.27)}{295}$	295				
合 計	—	$\frac{(210.04)}{18,980}$	18,980	250	19,230	—	19,230

注：1 市町村の内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含みません。

2 ()は、間伐面積